

職務に関する働きかけの件数及び概要

(平成28年11月～平成29年3月)

1 対応記録件数

件数	25件
----	-----

2 対応記録概要

No.	働きかけ内容	対応状況
1	女性・若者・シニア創業サポート事業について、預託金の活用が進み、新たな融資が難しい状況にある信用金庫もあると聞くと、そうした状況は早急に改善すべきとの意見。	事業実施主体である東京都信用金庫協会に状況を確認し、対応方法の検討を依頼した。
2	新・元気をさせ！商店街事業のイベントへの補助は年2回までとなっているが、年3回にするなど、回数の上限を増やしてほしい。	予算上の限度もあるため、対応は難しい旨を説明した。
3	共同利用工場（貸出施設）の無断転貸があった3物件については、年度末までとは言わないが、極力退去までの期間に配慮してあげてほしい。また代替として、短期貸付の部屋を用意できないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・無断転貸は貸付規則及び賃貸借契約違反であり、明渡請求する予定であることを説明した。 ・短期貸付の部屋については現在の部屋を明け渡していただいたうえで次回の公募の際に応募いただくことは可能である旨説明した。
4	広域支援型商店街事業を活用して、今年度は隣接区と連携して事業を行っているが、次年度も同じ形で実施できるようにならないか。	当該事業において、次年度も続けて同じ組み合わせで実施することは要綱上できない旨を説明した。
5	産業交流展に出展した10社程度について、当該企業が提出した出展者アンケートをもらえないか。	個別企業の回答内容について外部に提供することはできない旨回答した。
6	団体の会員が導入する検査機器などの設備について、助成などの支援を講じてほしい。	業界の実情は理解したので、意見として承った。
7	無断転貸のあった借受人3社に対する明け渡し請求に関し、 (1)移転先の確保に時間がかかるため、明け渡し時期を遅らせてほしい (2)移転先として施設内の空き室を使用できるよう公募を実施してほしい 旨の要望があった。	期日を定めて明渡請求通知を送ることと、空室の貸付は現在公募予定がないため対応できないことを説明した。
8	某団体から東京都森林組合を紹介してほしい旨の依頼を受けたので、対応してほしい。	某団体との面会に向け、組合に連絡し調整した。
9	広域支援型商店街事業について、同じ商店街の組み合わせで次年度も実施できるようにできないものか。	当該事業は行政区を超えた広域的な取組を商店街が実施するきっかけ的な事業と考えている。事業が成功したら、その後は自主的な取組としてもらいたい旨説明した。

No.	働きかけ内容	対応状況
10	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発冊子「就活必携」について、大学のキャリアセンターや私立高校の就職担当における活用方を検討してほしい。 ・啓発冊子「採用と人権」について、同対策審議会答申の引用箇所は、今現在もこの状況が続いていると誤解を与えるので、都の啓発冊子の内容に変更してほしい。また、部落差別解消法について加筆するとともに、その他の人権について現状の記載や都の施策、相談窓口等を明記してほしい。 ・公正採用選考に携わる職員は、東京の部落問題を学ぶ実地視察を行うとともに、東日本部落解放研究所が行う東京講座に全員出席してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き関係機関と連携し、本冊子の普及啓発に向け、会員大学への配布や理事会での周知等に取り組んでいくこととした。 ・引用箇所や都の啓発冊子の内容を記載することについては検討することとした。「部落差別解消法」については加筆することとした。 ・今後も研修については外部研修の活用も含め検討することとした。
11	<ul style="list-style-type: none"> ・無断転貸の当事者から、これまでの経緯もあるので、何とかしてほしいとの話があった。短期貸付の区画を貸すことはできないのか。 ・短期貸付区画の公募に応募した際は公平に扱ってほしい。 ・都から再度当事者に説明してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・短期貸付公募については、多くの人の入居機会を確保する観点から年間でスケジュールを決めて実施している旨を説明した。 ・再度、当事者に説明することについては了解した旨回答した。
12	無断転貸のあった3件について、対応が難しいことは承知しているが、都として、総務部長に来てもらい一度話を聞いてあげてほしい。	持帰る旨 回答した。 (要望の面談は最終的に実施されなかった)
13	<p>無断転貸のあった3物件の借受人から話を受けた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退去については了承。短期貸付区画公募の際にペナルティなしで扱ってほしい。 ・短期貸付区画公募の際にペナルティなしで扱ってほしい。 ・都とは原契約者との関係について認識に相違がある。原契約者は当社の役員であり、子会社という位置づけである。なので使い続けることができるのではないか。 	<p>公平に審査をするが、ペナルティについて約束はできない旨を説明した。</p> <p>原契約者との包括的事業継承がなされているのであれば、それを証明するものが必要である旨を説明した。</p>
14	<p>無断転貸のあった物件について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付契約の内容がどういう条件になっているのかを知りたい。 ・証拠となる書類が残っているかもしれないので、一日猶予してほしいと当事者が言っている。 	明渡請求は現時点で有効であり、包括的事業継承があったことを証明する書類がない限り、現状が覆ることはない旨を説明した。
15	無断転貸のあった物件について、転貸先から書類を預かってきたが、内容を確認願いたい。	内容を確認し、包括的事業継承と認められないと判断した。
16	無断転貸のあった物件について、転貸先から新しい書類が送られてきたので、内容を確認願いたい。	内容について確認する旨、回答した。
17		(上記に対する回答) 事業を継承したと認めることは困難と判断した。その旨当事者にも連絡した旨を説明した。

No.	働きかけ内容	対応状況
18	啓発冊子「採用と人権」について <ul style="list-style-type: none"> ・「新しい法律」を「部落差別解消法」と明記してほしい。 ・「部落差別解消法」の説明文について、法律に記載されている具体的事項も記載してほしい。 ・「その他の人権」について、全体的にわかりやすい表現に変更してほしい。 	「部落差別解消法」の説明文については具体的な事項を追記し、その他については原則として原稿どおりとすることにつき理解を求めていくこととした。
19	某団体から東京味わいフェスタの運営事務局を紹介してほしいとの依頼を受けたので、対応願いたい。	東京味わいフェスタの概要を説明するとともに、運営事務局企業を紹介した。
20	自社で開発した暗号化のソフトウェアについて、販路開拓の方策として都の調達部門への営業の橋渡しをお願いしたい。	特定企業に便宜を提供することはできない旨を説明した。
21	地震体験車のメーカーが、東京ビッグサイト主催の展示会「危機管理産業展」に知事又は副知事を招待し視察してほしいと考えている。対応をお願いできないか。	招待状を出すことはあくまで依頼者の判断である旨を説明した。
22	(仮称)東京都産業交流拠点について、中小企業支援機関のサテライト機能を設けられたい。低廉な料金で利用できる貸室を提供されたい。また、出張労働相談を実施されたい。	関係部署に伝えるとともに、今後の事業運営の参考にすることとした。
23	当社で検討しているICTを活用した健康づくりを推進する事業を実施していくため、助力・助言がほしい。	技術開発や計画の練上げなどを支援しているが、庁内の部門等に対し、特定企業の事業案の採択や当該企業への委託を働きかけることはできない旨を説明した。
24	某団体から多摩産材の利用について、所管部署と意見交換したいとの依頼を受けたので、対応をお願いしたい。	某団体と面会し、多摩産材利用拡大施策について説明の上、意見交換を実施した。
25	事業組合が毎年度イベントを実施している。例年は近隣の民有地に車両を止めていたが、開発が進み置けなくなってしまった。ついては、施設の駐車場に一時的に搬送用の車両を置かせてもらえないか。	本件普及啓発のイベントは、当施設の事業内容と関連性が高いことから、施設利用者に影響が出ない範囲で協力することとした。

【問合せ先】産業労働局総務部総務課文書担当（代表）03-5321-1111（内線）36-131